

文京区告示第

89

号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定により、特別区道の区域の一部を次のように変更し、供用を開始する。
その関係図面は、令和 8 年 6 月 2 日から二週間、文京区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 2 日

文京区 長 成澤 廣 修



一 変更区間

文 第 八号	路 線 名	亦 ^又 更の区間（編入）	敷地の幅員 （変更前）	延 長
		文京区目白台三丁目 文京区目白台三丁目 一番先から 一番先まで	（三・八六） （三・二四） m m	一五・六一 m

二 供用開始

令和 8 年 6 月 2 日

特別区道路線区域変更及び供用開始図

道路の種類 区道

路線名 特別区道文第八号

道路区域に編入する部分 (文京区目白台三丁目1番16号)

延長 一五・六一メートル

面積 四・六八平方メートル

縮尺 百分の一

案内図

変更する区域

